

インドネシア：インドネシアの屋上太陽光発電に関する新規則の制定

アジアニューズレター

2024 年 6 月 6 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Hans Adiputra Kurniawan](#)

hadiputra@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Rendi Prahara Septiawedi](#)

rseptiawedi@wplaws.com

インドネシア政府は、屋上太陽光発電の使用を奨励するため、2021 年エネルギー鉱物資源大臣(以下「MEMR」)規則第 26 号(以下「旧規則」)に代えて、電気供給事業公益許諾権(以下「IUPTLU」)保有者の電力網に接続された屋上太陽光発電に関する 2024 年 MEMR 規則第 2 号(以下「新規則」)を制定しました。

新規則では、PLN(インドネシアの国営電力会社)、IUPTLU 保有者、顧客(IUPTLU 保有者の電力網に接続する屋上太陽光発電システムを設置する個人または企業をいいます。以下同じです。)の利害の均衡を図り、屋上太陽光発電事業をより魅力的なものにするとともに、2025 年までに 3.6 ギガワットの屋上太陽光発電を行うという国家目標を達成するため、新たな規定を導入しています。

新規則の規定の中には、新たに導入された屋上太陽光発電の発電枠、および IUPTLU 保有者が提示する接続電力容量(以下「個別容量」)の基準の撤廃に関する条項など、屋上太陽光発電システムの設置に関わる事業者の関心を集められるものもあります。一方、余剰電力の控除制度の廃止など、屋上太陽光発電の使用を奨励するのとは逆行するように思われる規定もあります。

新規則による変更点の概要については、以下の旧規則との比較表をご参照下さい。

事項	旧規則	新規則
屋上太陽光発電の発電枠	各顧客に認められる最大発電容量は、個別容量の 100%までに限定されていましたが、年間総発電容量の規制は存在しませんでした。	個別容量による上限は設定されていませんが、顧客が将来 5 年間に申請できる屋上太陽光発電の年間総発電容量(PLN を含む IUPTLU 保有者が MEMR の承認を条件として決定します。)が設定されています。 - 新規則では、総発電容量は、PLN を含む IUPTLU 保有者が顧客の屋上太陽光発電の申請を承認するか否かを決定する際の基準となることから、より透明性の高い承認プロセスにつながると見込まれます。 - 顧客の側としては、新規則が個別容量を設定しなくなったため、総発電容量の残高がある限り、IUPTLU 保有者が提示する既存の接続電力容量を上回る可能性がある屋上太陽光発電容量を申請できるようになり、顧客にとって柔軟性が増すことが広く期待されています。 - 新規則は、屋上太陽光発電に対する顧客の申請提出や承認

事項	旧規則	新規則
		に関する具体的な手続きを規定していませんが、当該申請は先着順で受け付けられるものと予想されます。
余剰電力の 控除制度	顧客は、IUPTLU 保有者 (または PLN) の送電網に送電した余剰電力すべてを電力消費量から控除することができ、その結果、電力料金が大幅に削減されていました。	屋上太陽光発電により発電された余剰電力は、IUPTLU 保有者の送電網に送電したとしても電力料金の控除の対象になりません。 新規則によると、余剰電力供給の経済的インセンティブがなくなるため、屋上太陽光発電の使用の減退につながると考えられています。
並列運転コ ストの負担	産業用と位置づけられる顧客は、並行運転コスト負担(顧客の屋上設置型太陽光パネルの予備・追加電源となる IUPTLU 保有者の発電システムへの接続に関する負担をいいます。)の対象となっていました。	顧客は並行運転コストを負担しません。 - 余剰電力の控除ができなくなったことを考慮し、屋上太陽光発電の利用に対する事業者の関心を維持するため、並行運転コストは廃止されました。 - 屋上太陽光発電システムの開発と利用に関連する追加コストについて顧客が有する懸念に直接的に対処するもので、産業用と位置づけられる顧客に対して多くのインセンティブを提供するものと期待されます。
炭素取引	顧客および IUPTLU 保有者が炭素取引を行うことが許容されています。	旧規則と同じ原則が適用されますが、実施にあたっては、具体的な施行規則が適用されることが明確になりました。施行規則が制定されるまでは、炭素の経済的価値はインドネシア政府が有すると考えられます。 事業者が屋上太陽光発電から生じる炭素取引に関する権利を有することが施行規則に規定されるまでは、新規則が事業者による屋上太陽光発電の利用を阻害する要因となる可能性があります。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com